

(案)

令和 年 月 日

さいたま市議会

議長 阪本 克己 様

さいたま市議会議員定数に関する調査会

会長

さいたま市議会の議員定数について（報告）

令和4年7月20日付け議総秘第1580号で依頼のありました、議員定数に関する調査審議事項について、別紙のとおり報告します。

別 紙

(1) 概要

議員定数については、平成 24 年 4 月に設置された「さいたま市議会議員の在り方に関する調査会」（以下「在り方調査会」という。）での調査審議を経て、平成 25 年 2 月に議員の役割の変化、地域コミュニティの代表としての議員の役割や市政の監視機能、調査機能、政策形成機能などを考えても議員定数 60 人は妥当であるとの報告がされました。

先の調査会から概ね 10 年が経過し、今もなお人口が増加しているというさいたま市の特徴、そして、社会（経済）情勢は、当時の想定以上に変化するなど様々な要因が重なり合う中、改めてさいたま市の適正な議員定数について調査審議するため、令和 4 年 6 月 24 日の 6 月定例会での議決を経て、「さいたま市議会議員定数に関する調査会」が設置されました。

その後、令和 4 年 7 月 20 日に第 1 回の調査会が開催され、さいたま市議会議員の定数に関する事項について、さいたま市議会議長より調査審議の依頼を受けました。

(2) 委員

	氏 名	役 職 等
会 長	松本 正生	埼玉大学 名誉教授
委 員	牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部 教授
委 員	田中 登	弁護士
委 員	吉田 正信	さいたま市自治会連合会副会長

(3) 調査会開催状況

開催期日	議 題
第1回調査会 令和4年7月20日	(1) 会長の互選について (2) 会長職務代理者の指名について (3) さいたま市議会議員定数に関する調査会公開要領(案)について (4) 調査審議事項の現状について (5) 今後の進め方について (6) その他
第2回調査会 令和4年8月17日	(1) 調査審議事項について (2) その他
第3回調査会 令和4年9月9日	(1) 報告書(案)について (2) その他

(4) 本調査会における調査審議内容

本調査会での調査審議内容は、次のとおりです。

第1回調査会（令和4年7月20日）

- ・会長及び会長職務代理者の互選
会長に松本 正生氏、会長職務代理者に牛山 久仁彦氏がそれぞれ選任されました。
- ・さいたま市議会議員定数に関する調査会公開要領（案）について
公開要領（案）のとおり承認されました。
- ・調査審議事項の現状について
配付資料の1～6（資料編参照）について事務局より説明がありました。
- ・説明に対する質疑の後、各委員より追加の資料要求を行い、本調査会における議論の進め方について協議を行いました。

第2回調査会（令和4年8月17日）

- ・事務局より追加資料の説明の後、各委員からさいたま市議会の議員定数について意見を聴取しました。主な意見は次のとおりです。
 - 人口一人当たりの議員数や市民一人当たりの報酬額は、政令指定都市間で比較しても平均的な値であり、現状でも妥当な数だと思う。民主主義の観点からも定数を減らすことは望ましくない。議員定数は現状維持でよい。
 - 議員を身近に感じるためには、議員定数は多い方がよいと思うが、増やしすぎてもよくないと思う。増やす場合には議員の役割を明確にし、議員の方から提示したうえで議論すべき。議員定数を減らすと、議員の存在がさらに遠くなってしまう。議員定数は現状維持が妥当と考える。
 - 議員は人によって活動量が違う。また、議員定数は2万人に一人という数字が独り歩きしているように感じる。現在のコロナ禍という社会情勢を鑑みると、議員定数増は難しく、この先10年で本市においても人口減少が予想されている。地元の自治会でもコロナ対応・支援で多額の費用がかかっており、

他に予算を計上すべき事項も多いため、1～2名の議員定数減が妥当と考える。

- 人口一人当たりの議員数をみると、さいたま市は以前よりも人口が増加しているため、市民の1票は軽くなってしまっており、市民は不利になっている。議員定数が2万人に一人が妥当かという議論はあるが、議員定数を削減という選択肢はないと考える。議員定数は現状維持でよい。
- 選挙のたびに議員定数削減の議論が起こるが、それが続くと議員定数が極端に減ってしまう。また、自分たちで自らの存在意義を否定することになってしまう。
- 議員定数を削減すると、少数意見が淘汰される可能性もある。
- 「在り方調査会」報告書内に記載されている、議員定数は2万人に一人を踏襲する形でよい。

第3回調査会（令和4年9月9日）

- ・議会に対する報告書について協議・検討を行い、当該報告書の提出をもって、「さいたま市議会議員定数に関する調査会」が終了することを確認しました。

(5) 本調査会における結論

本調査会において協議した結論は、以下のとおりです。

結論

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成 14 年 12 月 26 日条例第 124 号) 第 1 条に規定するさいたま市議会議員の定数は、現行の 60 人を維持することを妥当とします。

理由

さいたま市議会の現行の議員定数である 60 人は、平成 24 年に設置された「さいたま市議会議員の在り方に関する調査会」の報告書を基に議会において決定されたものです。「在り方調査会」の報告書は、二元代表制における議会の議員の役割を、地域の代表として地元の声を行政に届けること、ならびに、行政に対するチェック機能を担うことと定義しています。行政区単位で選出される議員による議会は、合議体であることを考慮すれば、一定数の人数を必要とすることは言を俟ちません。

同報告書はさらに、さいたま市における地域コミュニティの現状からして、地区自治会連合会や市立中学校、公民館といったコミュニティの中心的な団体、施設の設置状況が議員定数と近似しているとし、「現在の議員定数 60 人は、議会としての機能を果たすために妥当である」と判断しており、すなわち、議員一人当たりの人口が約 2 万人(20,543 人=平成 24 年当時)を基数とする定数配分が行われ、現在に至っています。なお、当該配当基数は、政令指定都市 20 市中 10 番目に相当していました。

さて、今回、さいたま市議会議長より議員定数に関する事項を調査審議するよう依頼を受けた「さいたま市議会議員定数に関する調査会」では、各委員の意見から、先の「在り方調査会」報告書の基本姿勢を尊重し、約 2 万人という基準を前提とすることを確認しました。

そのうえで、さいたま市の現状を見ると「在り方調査会」の報告後、さいたま市は人口増をたどり、令和 4 年 7 月時点で、議員一人当たりの人口数も 22,000 人余

に増加しています。すなわち、実質的な議員定数削減状態にあると言ってよいと考えます。したがって、市民（有権者）の一票の価値あるいは重みが、平成 24 年「在り方調査会」が設置された当時と比較して低減していることを考慮すれば、議員定数を削減するという判断は導きがたいと考えます。

一方、2 万人という基数を前提とすれば、人口増にともなう議員定数増が想定されますが、現下のコロナ禍への対応、直近の物価上昇へのケアなど、財源を要する喫緊の課題の存在からすると、配当基数のみを根拠とした議員定数増が許容される状況にはないと言わざるを得ません。加えて、他の政令指定都市における近年の傾向を確認すると、議員定数の削減はあっても、増加させた自治体は存在しません。なお、約 22,000 人という議員一人当たりの人口数は、政令指定都市中 9 番目に相当します。

これらの条件を勘案した結果、本調査会は「現行の 60 人を維持することを妥当とする」との結論に達しました。